

阿見町空家等活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の利活用促進を図り、もって定住促進及び地域のコミュニティ活性化に資するため、阿見町空き家バンク制度実施要綱(令和2年阿見町告示第230号。以下「実施要綱」という。)に基づき空き家バンクに登録された空家等の改修工事又は家財処分を行う者に対し、予算の範囲内において阿見町空家等活用補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、実施要綱第16条に定める交渉等を完了した登録物件に係る登録者及び利用登録者とする。ただし、利用登録者にあつては、当該登録物件について10年以上居住又は利活用する意思を有する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

(1) 補助金交付の申請日において、町税を滞納している場合

(2) 登録物件に係る交渉等を完了した登録者及び利用登録者が3親等以内の親族である場合

(3) 阿見町暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合

(4) 登録物件について他の補助等を受けている場合

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率、交付上限額その他必要な事項は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、阿見町空家等活用補助金交付申請書(様式第1号)に阿見町空家等活用補助金実施計画書(様式第2号)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、阿見町空家等活用補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに阿見町空家等活用補助金交付変更(中止・廃止)申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、阿見町空家等活用補助金交付変更(中止・廃止)決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了し、中止し、又は廃止したときは、当該完了等の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、阿見町空家等活用補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿見町空家等活用補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、阿見町空家等活用補助金交付請求書(様式第8号)により、町長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定者に係る補助金の交付決定を取り消し、阿見町空家等活用補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、当該交付決定者に通知するものとする。この場において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に用いたとき。

(3) 補助事業のうち改修工事を行った登録物件に係る利活用期間が10年未満のとき。

(関係書類の保存)

第13条 交付決定者は、補助金の交付に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、当該書類を補助事業の完了し、又は中止し、若しくは廃止した年度の翌年度から起算し

て10年間保存しなければならない。

(要綱の見直し)

第14条 町は、この要綱の施行の日から5年を超えない期間ごとに又は必要に応じて社会情勢の変化等を勘案し、この要綱の施行状況及び空家等の利活用促進のあり方について検討して、必要があると認められる場合には、この要綱の見直しを行うものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。